

官報号外

平成二十五年五月十日

○国第百八十三回 参議院会議録第十八号

平成二十五年五月十日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

平成二十五年五月十日

午前十時開議

第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際

協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時

措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

二、裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

一、行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律案及び行政手

続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(平田健二君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

藤田幸久君から裁判官弾劾裁判所裁判員を辞任いたしたいとの申出がございました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。

よつて、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に前

川清成君を指名いたします。(拍手)

議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平田健二君) この際、欠員となりました裁判官弾劾裁判所裁判員一名の選挙を行います。つきましては、本選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

○議長(平田健二君) この際、欠員となりました裁判官弾劾裁判所裁判員一名の選挙を行います。

つきましては、本選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

○議長(平田健二君) この際、欠員となりました裁判官弾劾裁判所裁判員一名の選挙を行います。

つきましては、本選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

○議長(平田健二君) この際、欠員となりました裁判官弾劾裁判所裁判員一名の選挙を行います。

つきましては、本選挙は、その手續を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

た行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によつて異なる分野の情報を照合し、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようになるとともに、これにより、これらの者に対し申請等の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、特定の個人を識別するための個人番号について定めております。

市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知するものといたしております。

このほか、個人番号を利用することができます。及びその利用範囲を定めております。

第二に、市町村長は、住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者の氏名、住所、個人番号等が記載された個人番号カードを交付するものとしております。

第三に、個人番号を利用して事務を処理する者の求めに応じ、情報提供ネットワークシステムを使用して、個人番号をその内容を含む個人情報を特定個人情報を提供する場合など、一定の場合を除き、特定個人情報の提供を制限することとしておりません。

第四に、内閣府に、特定個人情報の適正な取扱いの確保に必要な指導及び助言等を行う特定個人情報保護委員会を設置することとし、その組織業務等を定めることとしております。

第五に、国税庁長官は、法人等に対して法人番号を指定するものとし、行政機関の長等は、他の行政機関の長等に対して法人番号を通知することにより、法人等に関する情報の提供を求めるとしております。

そのほか、個人番号利用事務に従事していた者が、その業務に関して取り扱った個人の秘密事項が記録されたファイルを正当な理由なく提供した場合等について、罰則を定めることとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でございますが、この法律案は衆議院におきまして一部修正が行われております。

第一に、この法律の目的として、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることを明記することとしております。

第二に、この法律の基本理念として、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することを明記することとしております。

第三に、国税庁長官が都道府県知事等に又は都道府県知事等が国税庁長官等に、政令で定める国税に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するため必要な措置として政令で定める措置を講じているときは、当該特定個人情報を提供することができることとしております。

第四に、政府は、給付付き税額控除の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、國の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施する

ためには必要な体制の整備を検討することとしておりま

す。以上が、本法律案の趣旨でございます。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、三十六の関係法律の規定の整備等を行つため、所要の措置を定めるものであります。

(拍手)

○議長(平田健二君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。藤本祐司君。

(藤本祐司君登壇、拍手)

○藤本祐司君 おはようございます。民主党の藤本です。藤本祐司君。

会派を代表いたしまして、いわゆる通称マイナンバー関連法案について質問をいたします。

本法案は、三月二十二日に衆議院で審議が始まりまして、昨日の衆議院を通過いたしました。ただ、民主党政権下において策定し、昨年の通常国会に提出いたしました社会保障・税番号関連法案は、当時の野党の協力が得られないまま廃案となってしまったため、導入スケジュールが一年遅れることとなってしまいました。しかし、結果として与党との修正協議を経て本国会に提出され、本日に至りました。

番号制度には、長年にわたる様々な経験や検討の経緯がございます。今から三十三年前、ちょうど私が大学を卒業した昭和五十五年のことです。が、当時の大内閣は、政府税調が提案したグリーンカード制度という納税者番号制度の導入を決めました。グリーンカードといつても、アメリカの永住権証明書を思い出される方も多いかと思

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(趣旨説明)

いますが、それとは全く違うものでございます。

日本のグリーンカード制度は、少額貯蓄非課税制度、いわゆるマル優、若い方はマル優つて御存じないかもしれません、マル優制度の限度額以上貯蓄に効率的に課税することを目的とした制度でした。その結果の詳細は長くなりますが、結構この制度はあえなく失敗に終わりました。その後も、税務行政の機械化、効率化を目的に納税者番号制度の検討が続けられました。

社会保障面では、平成九年には、各年金制度を横断して年金記録を把握し、加入者サービスの向上を図る目的で基礎年金番号が導入され、それ以前の年金記録の統合が図られました。平成十三年には、社会保障の給付と負担についての情報を集積、一元化する仕組みが提案され、さらに、平成十八年の骨太の方針には社会保障番号導入についての検討が盛り込まれました。しかし、平成十九年、いわゆる消えた年金という年金記録問題が発生する中で、社会保障番号の検討が更に進み、その検討が民主党政権下での社会保障と税の一体改革の中で具現化してきた制度が、このマイナンバー制度であります。

一方、平成十四年に稼働した住民基本台帳ネットワーク、いわゆる住基ネットに対する反対運動や複数の地方自治体の不参加などが起きました。しかし、初期投資に約三千七百億円というお金を掛けて騒いだ割には国民への浸透度は低く、年末で七百十五万枚程度と発行枚数が伸び悩んでいます。住基ネットに反対された方々の主な理由は、個人情報収集の危険性、個人情報保護対策の不備、そして費用対効果が不明確であるという、この三点、だと思います。

本日議題となっているマイナンバー法案は、このような歴史的経緯を持つものでございます。また、イマジネーションといいますか、想像力の働きが、何か新しいことをやろうとすれば、必ず賛成意見もあるし、反対意見も出ます。まことに、どんな仕組みが導入され、現状と比べてどのような利便性を実感できるようにな

り、逆にマイナス面ばかりが強調されたりすることは避けて通れません。

民主政治の基本は、参加と公開と納得だと思い

ます。マイナンバー導入のメリットはもちろんで

すが、想定されるデメリットも正直に公開し、少

しだ多くの国民に理解をしてもらう、納得して

もらうことが大切だと思います。

それでは、メリットを具体的に分かりやすく説明することが、国民に納得してもらう第一歩だと

思います。この制度導入のメリットは何なので

しょうか。

手続の簡素化による個人の負担軽減とか、行政の効率化と行政コストの削減による国民への還元

という抽象的な答弁では誰も分かりません。国民

は、日常生活の中で具体的なメリットを実感でき

ないと納得してくれないというふうに思います。

ふだんの生活の中で、これは便利だと思ってもら

う機会が多くれば多いほどメリットを実感するで

しょう。反対に、具体的なメリットを実感できなければ、この制度は行政側が管理しやすくなる仕組みであって、国民の利便性は後回しになってしま

ると疑われてしまう可能性もあるうかと思いま

るのでしょうか。

四つ目、税金の確定申告の際の利便性はどのように変わるのか。今の何が不便で、どのように便利になるのでしょうか。

五つ目は、公平で正確な納税が可能になるのであります。

つまり、マイナンバーの導入によってどのように変化するのでしょうか。

それは、現状の仕組みのどこに問題がある

のでしょうか。

つまり、マイナンバーの導入によってどのように

変わらなければ、この制度が再三なされ、

衆議院での審議の中でもこの指摘が再三なされ、

いう指摘があることは御存じのことと思います。

甘利大臣は、現時点では費用が確定できないと

か、あるいは効果算定は困難という答弁をされて

います。

マイナンバー法案に反対している方々が挙げる

理由の一つに、費用対効果がイメージできないと

いう指摘があることは御存じのことと思います。

五つ目は、公平性と正確性が向上するのか。

この五つの具体例に沿つてお答えいただければ

と思います。

マイナンバー法案に反対している方々が挙げる

理由の一つに、費用対効果がイメージできないと

いう指摘があることは御存じのことと思います。

諸外国の番号制度は、税分野での利用、税務及び社会保障分野での利用、幅広い分野での利用に分かれます。税分野のみはドイツ、税と社会保障分野はアメリカ、韓国、シンガポールなどです。そして、より幅広く利用されているのはスウェーデンを始め北欧諸国です。

今回提案された法案では、マイナンバーの利用を社会保障、税、災害対策の分野に限定するしながらも、附則第六条第一項で、法施行三年後はその利用の範囲を拡大する可能性を残しています。

最も幅広く利用している北欧諸国では、日常生活の中で例えばレンタルビデオを借りるときも個人番号が必要になる場合があるというふうに聞きます。当然、個人情報が満載の番号制度ということになります。よほど個人番号管理が信頼されないなければ、そこまでの利用範囲を広げることにはならないのではないかでしょう。

ただ、プライバシー情報保護に配慮しつつ、マイナンバーの利用を広く開放する仕組みを構築し、民間の創意工夫を生かして成長戦略へ結び付けることも併せて考えていかなければなりません。この点については、安倍総理の御見解を伺いたいと思います。

個人番号カードについてお聞きします。

修正協議の過程で、通知カードの送付及び通知カードと引き換えに個人番号カードを交付するという項目を追加したと承知しています。その修正意図は何でしょうか。

また、通知カードも、免許証やパスポートなど写真付きの証明書と一緒に提示することで、個人番号カードと同じように使えるのです。そうであれば、通知カードのまま持ち��けて、個人番号カードの交付が進まなくなる可能性もあるのではないか。それはそれでよいというお考えなのか、やはり通知カードではなくて個人番号カードの交付を進めるべきとお考えなのか、その理由、甘利大臣にお答えいただきたいと思いま

す。

東日本大震災の直後に、私は、長くスウェーデンに住む共通番号を持つ日本人に、あることをお聞きしました。スウェーデンでは、生まれてすぐ番号が付与されます。その際、番号が打刻されているプレスレットだったか、あるいはネックレスだったかもしれません、そのようなものを配付される。そして、そのときの注意書きに、外出時、特に緊急時に避難するようなときは必ず身に付けてくださいというふうに書かれているようです。まあスウェーデン語ですので、私は訳してもらったんですが、つまり、このような、東日本大震災のような大災害、不幸にして身元を証明できなかったんですが、つまり、このように、東日本大震災のようないくつかの災害が発生したときに、個人番号が付与される。それをこうしたプレスレットあるいはネックレスさえ身に付けていれば、御遺体の身元が分かりやすい、判明しやすいということです。

こうした状況の中、個人情報保護の在り方を時代とともに考え直す、見直す必要もあるかもしれません。個人情報保護の見直しに関する安倍総理の御見解をお伺いしたいと思います。

民主党は、平成十九年に、社会保険料の未納をなくし、税と社会保険料の徴収業務を一元化する歳入庁設置法案を提出いたしました。今国会におきましても、民主党、みんなの党、維新の会、生活の党、みどりの風の五党共同で、四月十六日に歳入庁設置法案をこの参議院に提出をいたしました。残念ながら、まだ委員会に付託されていません。この機会に審議入りを求めていたと思います。マイナンバーを活用していくためにも歳入庁設置も有効かと思いますが、安倍総理のお考えを伺いたいと思います。

つ方もいらっしゃいます。

す。

番号制度の利用範囲の拡大についてのお尋ねがありました。

個人番号の利用範囲については、民間でも幅広く利用できるようになりますが、一層の国民の利便性の向上に資するとの御意見や、御指摘のように民間の創意工夫を生かして成長戦略へと結び付けていくことが重要との御意見がある一方、個人情報保護等の面から幅広く利用することを懸念する御意見もあることから、まずは社会保障分野、税分野などに利用範囲を限定しています。

将来の個人番号の利用範囲の拡大については、番号法の施行の状況等を勘案し、国民のニーズや理解を得ながら検討を進めることを重要と考えています。

す。

高齢者や障害者などのいわゆる情報弱者の利用環境の整備の一環として、公的機関へインターネット端末を設置することを予定をいたしておりまます。その設置場所につきましては、利用しやすい場所であるとともに、のぞき見などのプライバシーにも配慮したいと考えております。

また、詳細設計に当たつては、情報弱者にも配慮をした画面設計とする必要があることから、関係者の皆様からも十分に御意見を伺いながら進めています。

続いて、行政コスト削減のための取組についてお尋ねがありました。

行政の効率化に不斷に取り組むことは、行政に課せられた重要な課題であると認識をいたしております。番号制度の導入によりまして、ITを活用した行政事務の効率化を推進する基盤が整備されるところから、関係大臣とも調整をしつつ、今後、政府CIOにも御協力をいただき、番号制度に係る社会保障分野や税分野等の個々の行政事務における業務フローの見直し等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

番号法案では、個人番号カードの不正取得を防ぐために、市町村長は、個人番号カードの交付の際に、その者が本人であることを確認するため、主務省令で定める書類の提示を受け又は政令等で定める措置をとつて本人確認を行うこととしたしております。

最後に、特定個人情報保護評価に関連して委員会の体制構築についてお尋ねがありました。特定個人情報保護評価は、行政機関の長や地方

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(趣旨説明)

公共団体の機関等が特定個人情報の漏えい等の危険性及び影響について自ら評価する制度であります。この評価書に対しまして、委員会が実効的な承認作業を行うことができるよう、プライバシーへの脅威の度合いに応じまして承認の方法に差を設けるなどの制度設計がなされたものと考えております。

さらに、評価書の承認作業を含む委員会の業務の実効性を確保するため、必要な人員、体制が整備されるよう努めてまいります。

以上です。(拍手)

〔国務大臣山本一太君登壇、拍手〕

○国務大臣(山本一太君) 社会保障・税番号制度に関するシステム整備等における政府CIOの役割についてのお尋ねがありました。

社会保障・税番号制度に関するシステムについ

ては、複数府省や地方公共団体にまたがることから、経費が過大とならないように政府全体としてのIT投資の最適化や情報システムの相互運用性を確保し、府省間の緊密な連携を図ることが重要と考えます。

このような観点から、各府省に対し、高度な総合調整を行う権限等を法制化する内閣情報通信政策監、いわゆる政府CIOが十分に司令塔機能を発揮し、社会保障・税番号制度に関するシステムの円滑な整備や安定的な運用に向けて寄与していく必要があります。(拍手)

〔国務大臣新藤義孝君登壇、拍手〕

○議長(平田健二君) 中西健治君。
〔中西健治君登壇、拍手〕

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

政府提出のマイナンバー関連法案について、みんなの党を代表して質問をさせていただきます。

みんなの党は、先ほど民主党の議員の方からも言及がありましたけれども、先月十六日、現在の国税庁と日本年金機構等の業務を統合して、税金と社会保険料を一体的に徴収する歳入庁を設置することにより、徴収に係る行政の業務効率化を図り、徴収率を向上させるとともに、何よりも納付にかかる受付窓口を一本化することによる国民の利便性向上に資する歳入庁設置法案を、民主党、日本維新の会、生活の党、みどりの風と五党

共同で提出をいたしました。

我々みんなの党は、本マイナンバー法案は、個人情報保護に対する万全の備えを行うことを大前提として、歳入庁設置のために必要な基盤が整え

れてることについても高く評価するものであります。

本日は、こうした立場を前提に、今後検討され

ることとなつてある諸案件につき、基本的な考え方、理念について確認をするために、七つの質

問、番号を付して質問を行いたいと思います。是非、お答えいただく際には、何問目の質問に対す

る答えるのかを明示していただき、また、まとめ

て答えることがないようお願いを申し上げます。

この点は民主党政権でも誠に丁寧に対応していた

だきましたので、安倍政権におかれましても是非よろしくお願い申し上げます。

まず、本法案の目的及び基本理念に関してであ

ります。

政府原案では、行政運営の効率化を図り、もつ

ましたけれども、衆議院において国民の利便性の

向上及び行政運営の効率化に資することと修正が

行われました。改めて、本法案によつて国民の利

便性が向上するということが行政運営の効率化

と同様、少なくとも同じ重さで求められていると

いうことをまず一点目として総理に御確認いただ

きたいと思います。

そこで、国民の利便性向上ということで思い起

こされるのが住民基本台帳カードであります。住

基ネットも含めたシステム構築に約四百億円、維

持運用経費に毎年百五十億円程度掛けってきた

かかわらず、普及率が僅か5%にとどまつている

のは、まさに国民にとって利便性向上にさほどメ

リットがなかつたことが要因と言つても過言では

ないと想っています。

今回新たに構築するネットワークシステムと既

存のシステムの改修だけでも約三千億円程度、運

用経費で年に数百億円のお金をつぎ込むわけです

から、それに見合う利便性の向上や行政運営の効

率化がなされなければならないと思うわけです

が、政府はこれまで、本法案での効果を定量的に

示すことはできないとしてきています。投資を行

官 報 (号 外)

る根拠、裁判官が子供たちから不人気な理由、冤罪を防ぐために裁判所と検察はどう取り組むか、障害者の裁判参加等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(平田健二君) これより採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(平田健一君) [投票終了] 投票の結果を報告いたしま

投票總數
二百三

よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし
た。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健一君) 本日はこれにて散会いたします。

出席者は左のとおり。

午前十一時十八分散会

議長 平田健二君
副議長 山崎正昭君

田村 智子君
吉田 忠智君
山田 川崎 太郎君
穏君

平成二十五年五月十日 参議院会議録第十八号

紙	智子君
真山	勇一君
平野	達男君
又市	邦子君
井上	公太君
行田	征治君
中谷	哲士君
松田	智司君
寺田	典城君
藤谷	光信君
林	久美子君
米長	晴信君
加藤	敏幸君
藤	マルチイ君
水野	元季
江口	マリエ君
福山	哲郎君
小川	敏夫君
郡司	彰君
西村	賢一君
斎藤	嘉隆君
田城	郁都君
風間	直樹君
金子	恵美君
徳永	久志君
蓮	舫君
小見山	幸治君
尾立	源幸君
白	眞勲君
岩本	司君
広田	トミ子君
大塚	耕平君
岡崎	一君
一川	保夫君
池口	修次君
直嶋	正行君

藤巻	幸夫君	徳信君	山内
福島みづほ君	芳生君	巧君	大門実紀史君
石橋通宏君	大悟君	信夫君	中西健治君
松浦	柴田	忠義君	大野
松野	市田	柳澤光美君	柳澤
山下	川田	龍平君	櫻井
石橋	市田	櫻葉賀津也君	小野
中西	田川	柳澤光美君	増子
健治君	市田	柳澤光美君	輝彦君
大悟君	田川	柳澤光美君	充君
芳生君	市田	柳澤光美君	藤原正司君
徳信君	田川	柳澤光美君	次郎君
山内	市田	柳澤光美君	和幸君
大門実紀史君	田川	柳澤光美君	自見庄三郎君
中西健治君	市田	柳澤光美君	安井美沙子君
大野	田川	柳澤光美君	元裕君
柳澤	市田	柳澤光美君	工里君
櫻井	田川	柳澤光美君	難波獎二君
柳原	市田	柳澤光美君	大久保重君
柳原	田川	柳澤光美君	川合孝典君
柳原	市田	柳澤光美君	轟木利治君
柳原	田川	柳澤光美君	那谷屋正義君
柳原	市田	柳澤光美君	小林正夫君
柳原	田川	柳澤光美君	前川清成君
柳原	市田	柳澤光美君	大久保勉君
柳原	田川	柳澤光美君	東君泰弘君
柳原	市田	柳澤光美君	俊一君

玉置	一弥君
森田	高君
島尻 安伊子君	恭子君
中山	片山さつき君
岩井	有田 芳生君
藤本	石井 浩郎君
相原久美子君	長谷川大紋君
芝	昭男君
小泉	中川 雅治君
加賀谷	谷 博之君
健君	山谷えり子君
岩井 茂樹君	野上浩太郎君
藤本 祐司君	前田 武志君
相原久美子君	江田 五月君
芝 博一君	小坂 憲次君
長谷川大紋君	丸川 珠代君
昭男君	荒井 広幸君
中川 雅治君	渡辺 猛之君
谷 博之君	上野 熊谷
山谷えり子君	塚田 中西
野上浩太郎君	丸山 古川
前田 武志君	西祐介君
江田 五月君	和也君
小坂 憲次君	俊治君
丸川 珠代君	智君
荒井 広幸君	通子君
渡辺 猛之君	君
上野 熊谷	君
塚田 中西	君
丸山 古川	君
古川 古川	君
中西 中西	君
熊谷 熊谷	君
丸山 丸山	君
二之湯	君
水落	君
松村	君
川口	君
宮沢	君
脇	君
磯嶺	君

水戸	片山虎之助君	大河原雅子君	江島	良郎君	将史君
横峯	武内	金子	赤石	洋一君	潔君
江崎	則男君	仁彦君	清美君		
磯崎	北川イッセイ君				
足立	末松	神本美恵子君	信介君		
信也君	藤井	羽田雄一郎君			
津田弥太郎君	岡田	若林健太君			
赤石孝君	田中	佐藤ゆかり君			
清美君	鴻池	高階恵美子君			
洋一君	山東	藤川政人君			
仁彦君	昭子君	舛添要一君			
		宇都隆史君			
		佐藤ゆかり君			
		高階恵美子君			
		中原八一君			
		牧野たかお君			
		大家敏志君			
		中村博彦君			
		山村直樹君			
		有村順三君			
		岡田哲郎君			
		岩城昌一君			
		松山光英君			
		政司君			

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名 一〇三名

反対者氏名

川田	柴田	寺田	行田
龍平君	巧君	藤巻	邦子君
横峯	中西	松田	典城君
森田	真山	太郎君	幸夫君
浜田	米長	山田	公太君
舛添	主濱	佐藤	幸司君
水戸	はた	谷	亮子君
片山虎之助君	健治君	藤原	良信君
山内	勇一君	平山	哲士君
徳信君	賢一君	井上	智子君
要一君	晴信君	大門	寒紀史君
和幸君	了君	寒	谷岡
高君	はた	江	郁子君
正昭君	ともご君	君	康江君
	広野だじ君	又市	征治君
	ゆうこ君	吉田	忠智君
	山下	舟山	恭子君
	芳生君		幸宰君
	誠君		稔君
	福島みづほ君		達男君

名

二〇三名
相原久美子君 池口修次君
江崎一川保夫君 孝君
小川敏夫君 大河原雅子君
大久保潔重君 加賀谷元裕君
風間直樹君 健君

金子	惠美君	神本美恵子君
北澤	洋之君	俊美君
小西	洋之君	小見山幸治君
斎藤	嘉隆君	芝
田城	郁君	博一君
武内	則男君	
玉置	一弥君	
徳永	マル子君	
轟木	エリ君	
直嶋	正行君	
難波	獎二君	
羽田雄一郎君		
藤谷	光信君	
林久美子君		
福山哲郎君		
松井孝治君		
藤原正司君		
前田武志君		
柳田稔君		
愛知治郎君		
有村治子君		
石井浩郎君		
岩井陽輔君		
磯崎茂樹君		
宇都隆史君		
江島潔君		
岡田敏志君		
大家順子君		
岡田広君		
片山さつき君		
北川イッセイ君		
川口順子君		
小泉昭男君		

佐藤ゆかり君	島尻安伊子君	世耕伊達	中原一郎君	二之湯	塚田敬三君	中曾根弘文君	中原八一君	野村哲郎君	長谷川大紋君	松村龍二君	丸川珠代君	藤川政人君	牧野たかお君	溝手顕正君	山崎力君	山本太一君	吉田公造君	吉田雅史君	秋野博美君	草川昭三君	石川公造君	白浜良君	西田仁君	小野実仁君	渡辺次郎君	寺田邦子君	藤巻博司君	行田幸夫君	松田太郎君	佐藤公太君	佐藤公治君
--------	--------	------	-------	-----	-------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	--------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------